

社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視
—鉄道施設の保全対策等を中心として—
結 果 報 告 書

平成27年11月

総務省行政評価局

前 書 き

鉄道は、大量性、高速性及び定時性に優れた公共輸送機関として、通勤・通学を始めとした旅客輸送や貨物輸送において重要な役割を担っている。

社会資本の一つである鉄道施設は、明治5年の鉄道開業以来、順次整備されてきているが、平成25年3月末現在、建設後50年以上を経過する施設の割合は、橋りょうで51%、トンネルで60%に上り、それぞれ、20年後には83%と91%にまで増加すると見込まれている。

国は、平成25年11月、鉄道施設を含むあらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示している。また、国土交通省は、同基本計画に基づき、平成26年5月、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しており、これらの計画に基づき、鉄道事業者は、メンテナンスサイクルの核となる「個別施設計画」をできるだけ早期に策定し、中長期的な維持管理・更新等に係る費用の縮減や予算の平準化を図ることとされている。

しかし、鉄道事業者において、個別施設計画の策定が進んでいるものの、中長期的な維持管理・更新等に係る費用の算定方法、長寿命化を図る施設の優先順位や実施時期の判断が難しいなどとしている状況がみられる。

一方、鉄道事業者の収支状況をみると、平成24年度には、全206事業者のうち、99事業者、割合にして5割近くの事業者が赤字を計上するなど、極めて厳しい状況が続いている。

このため、鉄道事業者においては、経営難から事業の継続が困難などとして、地方公共団体が鉄道施設を保有・維持管理する公有民営化方式の導入が進められており、これらの地方公共団体では、鉄道事業を継続するため、コストの縮減など中長期的かつ効率的な維持管理が求められている。

また、鉄軌道における輸送障害は毎年度5,000件程度発生し、これらのうち施設に起因するものが約1割あり、さらに、橋りょうやトンネルにおいては、コンクリート片等の剥落なども発生している。このため、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点からも、鉄道事業者においては、鉄道施設に係る定期的な検査、判定、措置及び記録のメンテナンスサイクルを適切に実施することが求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、鉄道施設の長寿命化対策を推進するとともに、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点から、鉄道事業者における鉄道施設の長寿命化計画の策定状況、鉄道施設の維持管理状況及び国による鉄道事業者に対する監査等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視の結果	2
1 鉄道施設の現状等	2
2 鉄道施設の維持管理	22
(1) 長寿命化計画の策定の推進	22
(2) 鉄道施設の定期検査等の適切な実施	38
3 鉄道事業者に対する保安監査の適切な実施	57
4 運輸安全マネジメントにおける鉄道事業者の取組への支援	63

図 表 目 次

第 2 行政評価・監視の結果

1 鉄道施設の現状等

図表 1-①	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）（抜粋）	5
図表 1-②	軌道法（大正 10 年法律第 76 号）（抜粋）	5
図表 1-③	鉄道の種類別事業者数	5
図表 1-④	類型別調査対象鉄道事業者数	5
図表 1-⑤	北海道旅客鉄道株式会社において発生した事故の概要	6
図表 1-⑥	北海道旅客鉄道株式会社に対する国の改善指導等の状況	7
図表 1-⑦	鉄道事業全体における輸送人員の推移	8
図表 1-⑧	鉄道事業者の収支状況	8
図表 1-⑨	鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）（抜粋）	8
図表 1-⑩	鉄道事業の運転事故件数等の推移	9
図表 1-⑪	鉄道構造物におけるコンクリート片等の剥落の発生状況	9
図表 1-⑫	インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の 推進に関する関係省庁連絡会議）（抜粋）	10
図表 1-⑬	基本計画等の体系	13
図表 1-⑭	国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 5 月 21 日 国土交通省）（抜粋）	14
図表 1-⑮	鉄道施設の維持管理に関する法令等（抜粋）	16
図表 1-⑯	鉄道構造物等の維持管理の流れ	18
図表 1-⑰	鉄道事業者に対する立入検査に関する法令（抜粋）	19
図表 1-⑱	運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 19 号）（抜粋）	21

2 鉄道施設の維持管理

(1) 長寿命化計画の策定の推進

図表 2-(1)-①	「インフラ長寿命化計画等の取扱いについて」（平成 26 年 5 月 30 日 付け鉄道局技術企画課課長補佐（土木基準）、施設課課長補佐（土木） 連名事務連絡）（抜粋）	27
図表 2-(1)-②	建設後 50 年以上経過する橋りょう及びトンネルの割合	29
図表 2-(1)-③	調査対象鉄道事業者が管理する橋りょうの建設年別設置数	29
図表 2-(1)-④	調査対象鉄道事業者が管理するトンネルの建設年別設置数	29
図表 2-(1)-⑤	同種・類似の計画の内容の一部が鉄道施設の長寿命化に資する内容 となっていない例	30
図表 2-(1)-⑥	必要な時期に措置を要するとした施設について、予防保全の観点 から、個別施設計画に記載することが重要と考えられる補修等の「対	

策内容と実施時期」等が記載されていない例	30
図表 2-(1)-⑦ 行動計画及び個別施設計画の記載内容の充実に係る主な意見・要望（中小鉄道事業者）	31
図表 2-(1)-⑧ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（抜粋）	32
図表 2-(1)-⑨ 鉄道事業再構築事業の概要	34
図表 2-(1)-⑩ 調査対象鉄道事業者が地方公共団体との共同で公有民営化方式に移行した経緯等	35
図表 2-(1)-⑪ 中長期的な維持管理コストの縮減に向けた計画策定の必要性に係る意見等	35
図表 2-(1)-⑫ 中長期的な維持管理コストの縮減に向けた内容の計画を策定していない理由	35
図表 2-(1)-⑬ 中長期的な維持管理コストの縮減に向けた計画策定に係る国に対する意見・要望	36
図表 2-(1)-⑭ 鉄道施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化に向けた長寿命化計画を策定している例（抜粋）	36
 (2) 鉄道施設の定期検査等の適切な実施	
図表 2-(2)-① 鉄道施設の維持管理に係る法令等の位置付け	43
図表 2-(2)-② 施設及び車両の定期検査に関する告示（平成 13 年国土交通省告示第 1786 号）（抜粋）	43
図表 2-(2)-③ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について（平成 14 年 3 月 8 日付け国鉄技第 157 号地方運輸局長宛て鉄道局長通知）（抜粋）	43
図表 2-(2)-④ 鉄道構造物等維持管理標準（構造物編）（抜粋）	44
図表 2-(2)-⑤ 鉄道構造物等維持管理標準（軌道編）（抜粋）	45
図表 2-(2)-⑥ 鉄道施設の維持管理に係る補助金の概要	46
図表 2-(2)-⑦ 「構造物の健全度診断マニュアル」に関する説明会の実施状況	47
図表 2-(2)-⑧ 調査対象 67 鉄道事業者における調査対象鉄道施設の管理状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）	47
図表 2-(2)-⑨ 調査対象 67 鉄道事業者における平成 21 年度～25 年度の定期検査の実施状況	48
図表 2-(2)-⑩ 定期検査を実施していない主な理由	48
図表 2-(2)-⑪ 調査対象 67 鉄道事業者における平成 21 年度～25 年度の維持管理標準に基づく判定の実施状況	49
図表 2-(2)-⑫ 維持管理標準に基づく判定を実施していない理由	49
図表 2-(2)-⑬ 調査対象 67 鉄道事業者における措置の実施状況	50
図表 2-(2)-⑭ 整備基準値を大幅に超過しており、危険性が高いとみられる例	50

図表 2-(2)-⑮	長期間補修等の措置を実施していない例	51
図表 2-(2)-⑯	判定に基づく補修等を実施していない主な理由	51
図表 2-(2)-⑰	社内規定等で措置の実施時期を定めている例	51
図表 2-(2)-⑱	各種補助金の活用状況	52
図表 2-(2)-⑲	各種補助金に係る鉄道事業者からの意見・要望	53
図表 2-(2)-⑳	調査対象 67 鉄道事業者における記録の作成・保存状況	54
図表 2-(2)-㉑	変状記録等を作成していない主な理由	54
図表 2-(2)-㉒	検査記録と措置記録を関連付けて保存していない主な理由	54
図表 2-(2)-㉓	変状記録の保存期間の設定状況	55
図表 2-(2)-㉔	運輸安全委員会の事故等調査報告書において検査や措置を適切に実施していなかったことを指摘している例	55

3 鉄道事業者に対する保安監査の適切な実施

図表 3-①	国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成 26 年 5 月 21 日国土交通省）（抜粋）	60
図表 3-②	当省が把握した鉄道施設の維持管理及び更新が的確に実施されていない例について保安監査による把握又は改善指導が行われていない例	60
図表 3-③	保安監査結果に基づく改善事項について、鉄道事業者が今後の改善方針等を地方運輸局に報告しているが、要改善事項に対する措置が完了しておらず、地方運輸局によるフォローアップが十分に行われていない例	61
図表 3-④	地方運輸局における報告書の保存期間	62
図表 3-⑤	地方運輸局において次回の保安監査で前回の報告書を活用できない例	62

4 運輸安全マネジメントにおける鉄道事業者の取組への支援

図表 4-①	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）（抜粋）	67
図表 4-②	「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～（平成 22 年 3 月国土交通省大臣官房運輸安全監理官）」により定められた運輸事業者に期待される安全管理の取組内容	68
図表 4-③	「鉄道事業法第 56 条の 2（軌道法第 26 条において準用する場合を含む。）、道路運送法第 94 条の 2、貨物自動車運送事業法第 60 条の 2、海上運送法第 25 条の 2、内航海運業法第 26 条の 2 第 1 項及び航空法第 134 条の 2 の規定に基づく安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針」（平成 22 年 3 月 2 日付け国官運安第 313 号）（抜粋）	69
図表 4-④	内部監査の実施状況	69
図表 4-⑤	マネジメントレビューと継続的改善の実施状況	70
図表 4-⑥	内部監査を行っていない理由	70
図表 4-⑦	マネジメントレビューと継続的改善を行っていない理由	70

図表 4-⑧	運輸安全マネジメントに係る自主的な取組を継続する上での問題・課題	71
図表 4-⑨	運輸安全マネジメント評価の実施状況（平成 21 年度～25 年度）	72
図表 4-⑩	運輸安全マネジメント評価を受けた 65 鉄道事業者における助言事項に 対する取組状況（平成 21 年度～25 年度）	72
図表 4-⑪	運輸安全マネジメント評価における助言事項について取組が進んでいな い例	73
図表 4-⑫	地方運輸局から同じ内容の助言を複数回受けているものの、鉄道事業者におい て助言に対する取組が実施されていない例	75
図表 4-⑬	運輸安全マネジメントの取組に当たっての国への意見・要望	75